

2002年協同組合勧告分析ノート(2) 2002年国際労働会議・協同組合 促進委員会暫定議事録・抄訳

出展 Provisional Record 23(2002) Fourth item on the agenda

: Promotion of cooperatives (second discussion)

Report of the Committee on the Promotion of Cooperatives

島村 博(協同労働法制化市民会議)

抄訳作成目的

ILC(国際労働会議)第90回総会は、2002年6月20日に協同組合新勧告を採択した。分析ノートNo.2を提示する前に、同勧告の諸規定をめぐり政労使三者の間で交わされた議事の次第を紹介する。その目的は、第1に、個々たる三者間の論議のプロをめぐる三者間の論議のプロをとで勧告に結晶する合意形成プロをとで勧告に結局組合全体にとって今に、協同組合全体にある。第2に大きでは、必ずることでで、必ず語の正さいがかり曲折を経て、必ず語の音を対することではいるである。この語のは不要である。この語の記述を対るの紹介は示することで足りるである。

暫定議事録の正文は、採択本文と同様に、英語、フランス語、スペイン語により記される。ここでは、採択本文の英文表記に多義的な解釈の余地が認められる箇所について英文議事録とその他の正文議事録とを比較検討するという手法を採った。ただし、長文にわたるために、各国語を併記するということはしない。

訳出及び表記方法

- 1. 議事録は過去形で表記されるが、文章の流れを考え、必ずしも文法に囚われた訳で統一していない。
- 2. 本文中における (**23/1**) とは、議事録第 23 号 の第 1 頁を意味する。
- 3. 発言部分中の重要な個所は、できるかぎり 本文を起こし「」でくくった。
- 4. 発言者の表記は強調体とした。
- 5.New Zealand G. とあるのは、ニュージーランド政府メンバーの発言であることを示す。
- 6.()は、参考のために読者に確認をしていただくための案内とした。
- 7議事録中に、同じく、読者の便宜を図り採択 本文を掲げておく。訳責は筆者にある。

議事録

1.委員会の構成。184のメンバー(内訳 政府側メンバー82人、使用者側メンバー40人、労働者側メンバー62人)。投票人数の同等性を達成するために、票決権を有する各政府メンバーに1,240票を、各使用者側メンバーに2,511票を、各労働側メンバーに1,620票を割り当てた。

2. 議長団の構成

議長 M. プゥシキエビッチ氏 (政府メン

バー、ポーランド)

副議長 A・タン氏(使用者側メンバー、フィリッピン)

E・パテル氏(労働側メンバー、南ア)

書記 T・ライビィヨ氏(政府メンバー、 フィンランド)

3. 勧告起草委員会構成委員

J・ウォラス氏(政府メンバー、フランス) V・ファン・ヴューレン氏(使用者側メン バー、南ア)

E・パテル氏(労働側メンバー、南ア)委員会書記T・ライビィヨ氏(政府メンバー、フィンランド) (23/1)

- 4. 討議用報告 Report IV(4A),IV(4B)
- **5.** 委員会会議回数 14 回

緒言

6. 議長発言

「現代世界の特徴はグローバリゼーション、 経済の自由化、民主化、政府の権力の非集権化 にある。協同組合は、こういった新しい環境に 適合しなければならないばかりではなく、組 合員の便宜をも保障しなければならない。協 同組合は経済開発、貧困の軽減、社会的包容に おいてふさわしい役割を果たしうるはずであ る」。

7.事務総長代理は、委員会に次のことを想起せしめた。

1億人の雇用、8億の組合員

「協同組合は職場の創出、経済成長、社会的発展を促進する上で重要な役割を果たしてきた。・・・協同組合は伝統的に農業、金融、取引、ヘルス・ケア、住宅、保険の分野で事業を行なってきたが、最近では情報・コミュニケーション・テクノロジー、ツーリズム、文化といった新しい活動分野に挑戦をしている。工業国、途上国の双方において社会サービス

及びコミュニティ・サービスの重要な提供者は協同組合である。協同組合を際立たせる特徴は、それが、収益性を求める要求をコミュニティの広範な利益と結び付けてきたことにある」と。

8.1844 年に最初の現代的な協同組合がロッチデールの繊維工業労働者たちにより設立されて以来、労働者は世界のいたるところで協同組合を利用してきたが、それは、貯蓄と信用、住宅及び消費財の小売りといった分野で自助を通じて日常的な経済的、社会的サービスを得るための手段としてである」と。

9. (23/2) ~ 13. 略

10. 1億6千万の失業者のために decent job を 創出しようとする ILO' Global Employment Agenda。雇用及び貧困への挑戦を達成するた めのいかなる試みも職場創出の強力な契機を なし、農業生産性の水準の向上を含まざるを えない。

総括討議

14. 使用者側副議長

コメントは5つの誘導灯に基づく。

- 1. 勧告本文は、最大限の受容可能性を保障するべく普遍的なものであること。
- 2. 簡潔な言葉で書かれ、その目的意図が鮮明なものたるべきこと。
- 3. 労働者の権利の章典、国際労働基準の類のものになってはならないこと。それは、 一連の既存の条約及び勧告がすでに協同 組合の労働者に適用されているからである。
- 4. 協同組合にどのような特権も与えるべきではなく、協同組合とその他のビジネス形態とが平等な諸条件で競争することのできる level playing field (仏文 desconditions égales pour tous、万人にとって

の同等の諸条件)をむしろ促進するべきで ある。

5. 職場の創出及び持続可能な発展における協同組合の役割を促進するべきこと。

4. 及び5のポイントは「社会発展における協同組合の役割」に関する国連総会決議で踏まえられている、と。 (__ General Assembly A/RES/56/114)

15. 提案前文中に、条約、勧告の参照が多すぎ る、と。リポートIV(1)中のコメントで合衆国 政府、アルゼンチン、カナダ、日本、ノル ウェー、(23/3)スイスの使用者側からも言われ ている、と。グローバリゼーション、「労働に おける基本的諸原則及び権利に関する ILO 宣 言、「フィラデルフィア宣言、 decent work の コンセプトへの言及は余計である、と。「いず れにしても、グローバリゼーションについて の言及が含まれることになるのであれば、単 に、ありうべき否定的な側面だけではなくグ ローバリゼーションが提供する諸々の機会を 言及してしかるべきである。約言すれば、当該 前文は協同組合(途上国)勧告の前文と同様の 背景を提示するだけでよく、かつ、雇用創出に おける協同組合の役割について言及するもの であってしかるべきだ」と。

16.「範囲、定義及び目的」に関連し、「提案されている勧告は協同組合のすべての類型に適用されることを要する」点について同意する、と。「このポイントに関して同意に達することは当然可能であるにしても、decent work 及び協同組合の社会的答責への言及は混乱をもたらしかねず、回避されるべきである。美飾とでも言うべきものだ」と。

17.「政策枠組み及び政府の役割」に関し、「協同組合は特恵的処遇を受けることがあっては

ならない。国際労働基準と「労働における基本 的諸原則及び権利に関する ILO 宣言」への言 及は場違いである」と。彼は、social auditへの 言及についても抗弁した。「それは混乱を招く ものであるし、social engineering のような響き がある」と。「こういったことは、相互を利す る自助 (仏文 l'entrade: 相互扶助。仏語には英 語のself-help自助に相当する単語がない。訳者 補記)のビジネス企業としての協同組合の促 進を助成するとする草案テキストに同意した 委員会の職務ではない。協同組合の自治の体 面が汚されてはならないということは、思い 起こすに値する。サポート・サービスへの言及 は過度に詳しすぎるし、とくに、ファイナンス に関連するサービスについてそれが言える」 と。

18.「使用者団体、労働者団体及び協同組合団体の役割に関する節(section)、これらの相互関係について提案されているテキストは概ね受け入れられる、と。国際協同について、領域的ガイドラインや法制度は、規範的、制度的限度に服するので設定が困難である、と。結びとして、「委員会が協力的方法で、簡素な草案本文により、職場と経済的安定性を人々及び国民に提供する協同組合の設立を奨励することに同意するよう訴えた」。

19. 労働側副議長

彼は「ILOは、協同組合促進に関する勧告を 発展させるための第二次討議を主宰する」と の文章を脱構築して委員会の前で任務を述べ た。「第二次討議」とは、「第一次討議に回帰す ることがあってはならない」ことであるし「提 案されている勧告をリファインし、強化し改 善する」ことにある、と。使用者側副議長のま とめを引用し、「提案されている勧告は・・・・ 社会的パートナーの間での、勧告第127号に替 えてふさわしい勧告を創りあげようとする固 い決意、リアリズム、弁識に基づくコンセンサスを反映している」と言ったはずだ、と。89回総会での討議に対する応答で(23/4)ILO事務総長はこういったはずだ、「協同組合促進委員会は decent work 議題を支持して政策的統合のための範囲の明白な実例を提供し、かつ、討議は decent jobsの創出及び貧困の緩和において有する協同組合のポテンシァルを強調した」と。

20.「ILO」なるセンテンスに関して ILOの特殊かつユニークな委任を完全に反映するものであって当然である、という意義。・・・・協同組合により結束されるすべての人々に対する社会的正義へ向かう今ひとつのささやかな一歩を象徴するべきなのだ。さようなことをしくじるようであれば一切の目的が怪しくなってしまう。

21. 「協同組合」なる術語に関し 本文草案で 3つの契機を強調するいわれがあった。「1.企 業、2.組合員、3.労働者。企業としての側面に 関して、法政策、課税政策、記帳及び会計監査 の諸規律といった論点を処理する必要がある。 組合員に関して、自治及び独立、組合員による 民主的な監督、組合員による経済的参加、自発 的かつ開かれた組合員制度等を含む協同組合 の価値といった論点に関するガイダンスを内 容とすることは当然である。労働者に関して、 decent work、国際労働基準、「労働における基 本的諸原則及び権利に関するILO宣言」と いった論点に取り組むことが当然である。こ れら3つの論点を取り扱わないようであれば、 本文はバランスを欠き、不適切なものになる」 と。

22.「勧告」に関して、「勧告の採択を論議したのであって条約についてではない。勧告は加盟国による批准を予定しない。勧告に由来する ILO に対する責務は、加盟国が当該勧告に

おいて扱われた事案に関する法律及び実際に ついて報告を行なうことである」と。

23.「促進」に関して、それは、advance, prefer, help forward, encourage and support とOxford Dic. にある、と。「本文草案は、故に、支援の諸施策に関する諸規定を含んで当然である。支援の諸施策がもっぱら協同組合のために開発されるべきであるということを含意するものではない。事実、公的政策により特別の支援策されている。「中小企業における職場創出」勧告(1998)第189号は、中小企業向けの支援策を詳細に列挙している。とくにそれは、脆弱な起業家向けの特別の取り扱いを促進するものである。提案されている本文は、ILOが過去において特別の支援策及びサービス問題に取り組んだ仕方と完全に合致する」と。

24.使用者側が前文について発した発言への驚きを表明した。使用者側も賛成した勧告第189号には、提案されている本文においてよりも多くのILO条約についての言及があるからだ、と。本文の長さ問題への言及。

25. 提案されている本文は66年勧告よりも改善されている(23/5)として、「それはユニバーサルなものであり、途上国、工業国の双方に適用される。グローバリゼーションによる諸々の制約とチャンスをともども反映している。それはgender equality 及びILOが焦点とするdecent workと取り組むものである。それは、初期の定義を協同組合運動それ自身が採用した最良の契機でもって現代化するものである。・・・・ILOの中核的労働基準が協同組合で働く全ての者に適用されるべきことを保障する必要を確認し、かつ、インフォーマル経済について協同組合が果たしうる役割について協同組合が果たしうる役割について協同組合がまたした。

テキストは完全なものではなく、相当改善されるべき余地のあるものである」と。

26. 労働側のオプションについて、2点挙げた。
1. 労働者側の組織の関心を充分に反映させるというだけのためにテキストの rewrite を試みる、というもの。2. テキストの文章を「練り上げる」こと。労働側は第二次討議でもあり、また、建設的であろうとして、第2のオプションを選択する用意があるが、委員会の討議が提案本文中のまさに原則に重要な変更を加えるようなものになるのであれば、自らの立場を変更せざるを得なくなる。だから、まずは、委員会の他のメンバーたちによる冒頭陳述に慎重に耳を傾けてみる、と。

27. 労働側副議長によるスピーチに対する使用者側副議長の反論

労働側の言う「第二次討議」というものに対する分析は受け入れられない、なぜなら響に入れられない、なぜならな響を疑ってかかるような響に変するから」、と。「審議されるテキスト前により採択された『提案決議』と比らのを合ったより採択された『提案決議』と比らのを合ったのである。むろん、1年前であるとはいるが、これでは、2世紀のである。むろん、が、これでは、2世紀のである。がは、2世紀のである。がは、2世紀のである。がは、2世紀のである。がは、2世紀のであるとは、2世紀のであるが、2世紀のであるとは、2世紀のであるとは、2世紀のでは、2世紀のであるとが、2世紀のでは、2世紀のであるが、3世紀のであるが、3世紀のであるが、3世紀のであるが、3世紀のであるとは、2世紀のでは、2世紀のでは、2世紀のでは、2世紀のでは、2世紀のでは、2世紀のでは、2世紀のでは、2世紀のでは、2世紀のでは、2世紀のでは、2世紀のでは、2世紀のは、2世紀のでは、2世紀のでは、2世紀のでは、2世紀のは、2世紀のでは、2世紀のは

28.「勧告は確かに条約と同等の拘束力を持つ ものではないにしても、提案されているテキ ストに掲げられた長いリストは適当ではない。 ことに、列挙とは、ある意味では、排除を含意 するからだ。・・・・第189号勧告はすべての 企業を平等に処遇するものであり、協同組合 の特殊性に言及するものではない」と。

29. 労働側副議長の反論

第189号勧告中に列挙された諸施策の相当部分に使用者側も同意を与えたではないか、と。(長い列挙という)伝統を継承することを提案する、なぜならば、列挙が本文を俗化しはしないとみなしているからだ、と。・・・・彼は、(23/6)労働者側は decent work について相当に言及を行なったが、EU その他の政府との論議の後にかなりの修正を撤回したのだ、と。されば、2001年に採択された「決議案」は、すでにして妥協であった。と。・・・・「テキスト案」は神聖不可侵なものではない。どんなタイプの調整が必要とされるかが問題なのだ、と。委員会は零からスタートすることがお望みなのか、それとも昨年据えられた土台の上に建設することを欲するや?

30.New Zealand G.「勧告案」を支持と。「ILOと 政労使とが、協同組合が持続的な雇用の創出 を通じて経済的及び社会的福祉に貢献する潜 在的なモデルであるとする意識を喚起するこ とに力を尽くすと理解したい」と。・・・・「唯 一必要なことは勧告案を洗練されたものにす ることであり、書き換えることではない」と。

31.Egypt G. 「勧告案に大方賛成するが、若干の個所は調整を要するのでは」と。

32.Brazil G.「不正な労働者協同組合を同定する諸施策を講じている」と。

33.UK.G.「英国政府は、勧告案に関連する一連の分野で、種々の企業形態のためにlevel playing field を提供するという根拠に立って諸施策を導入している。勧告案は「適切で、均整で釣り合いが取れ」るものであってしかるべきだ」、と。

34.Canada G. 勧告案に賛成。しかし、「幾分かすっきりさせる必要がある。とくに、勧告案に掲げる協同組合の定義はICAが1995年に採択した定義であってよい」と。

35.Nigeria G. 国内事情紹介

36.Syrian Arab R.G. 国内事情紹介 (23/7)

37. Namibia G. 国内事情紹介

38.Costa Rica G. 国内事情紹介

39.Kenya G. 国内事情紹介

40.US.G.「協同組合は自治的な企業であり、その成功または失敗は事業を行なう組合員の能力にかかっている。・・・・level playing fieldを各国政府は、他の企業のためにそうするのと同様に、それを可能にする環境を創造するべきである。本文は協同組合の促進に焦点をあてるべきで、協同組合に特殊に関連する諸規定だけを掲げるべきなのだ」と。

41.Iran G. 国内事情紹介

42.Israel G.「勧告案は、協同組合自身により妥当なものとして承認されるよう協同組合の包括的な規定を掲げるべきである」と。(23/8)「level playing field は、ある特定のケースにおける支援策と抵触するものではない」と。

43.Panama G. 国内事情紹介

44.Dominica G. 国内事情紹介

45.El Salvador G. 国内事情紹介

46.Benin G. 国内事情紹介

47.Mexico G.「協同組合の労働者が労働組合員となるべきであるという明白な期待に関心を持っている。なぜならば、それは、勧告案の主題に直接に関連しないからである」と。(23/9)

48.South Africa G.「ICAにより採択された協同組合の定義及び協同組合のアイデンティティに関するICA声明は勧告案に掲げられるべき」だと。

49.India G.「・・・協同組合は、それが自治的な、自己を頼みとする、民主的に経営される制度として運営されることを保障するための特殊なサポート及び支援を提供されている。当該セクタをlevel playing field に捨て置くことは恐らく性急ではないのか。勧告案は総じてバランスのとれたものであり、また、見解が依然として分岐している論点に関してコンセンサスに到達すること、及び、加盟国が容易に実行に移せる国際的基準を採択することは可能ではないのか」と。

50.Trinidad and Tobago G. 国内事情紹介

51.Poland G.「加盟国政府は協同組合が発展し うる諸条件を創造するべく特別施策を採択す ることに躊躇してはならないし、同時に加盟 国政府は協同組合内部の事柄に干渉するべき ではない」と。

52. Mozambique G. 国内事情紹介

53.Indonesia G.「協同組合のアイデンティティに関する ICA 声明を勧告案に掲げることを支持する」と。

54.ICA 会長 勧告案、非常に重要。協同組合

は人々を最優先するが故に、(営利企業とは) 異なるビジネス企業のタイプ」。「自助、自己 責任に基づき、協同組合は組合員に所有され、 監督される。協同組合は市場の場において他 の企業と同様にビジネス活動の上で競争力の ある効率的な企業であることを要する」と。 (23/10)「協同組合は公共政策の道具ではない。 政府は協同組合が発展し、成長し、かくしてど こでも人々の生活を改善することができる支 援環境を確立する必要がある」と。

55. 本文の性格:ILO 加盟国政府にとって長期 政策の参照枠組を提供するものたること。「協 同組合が機能し繁栄することを可能にする諸 条件が見いだされることを保障するのが眼目 となろう」と。

56.ICA 「国際的に承認された協同組合定義及び協同組合のアイデンティティに関する ICA 声明はテキスト本文に掲げられて当然である」と。

57.ICA「勧告案は、いくぶんかすっきりさせられる必要があり、普遍的な定義、価値及び諸原則が本文で掲げられなければ協同組合促進において実効的なものにはならないだろう。新しい本文は可能な限り協同組合に特有なものであるべきだ。協同組合促進に直接には関連しない論点は掲げられる必要はない」と。

58.協同組合はその形態故に特殊の優遇策を受けるものであってはならず、むしろ、他の企業とまさしく同様にその機能故に受けるべきなのだ。平等処遇はgender equalityが理解されるのと同様に理解されるべきである。すなわち、機会の均等を提供するために特別の施策が現実的な機会の平等を提供するために必要とされるのではないのか。最後に、本文は、協同組合が人々又は経済セクタの特殊のグループに

限定されることがないよう保障するべきである」と。

59. Venezuela G.

60. 使用者側副議長 各国政府の調停に対して、とくに、ブラジル、エジプト、エルサルバドル、イラン、イスラエル、ケニア、パナマ、合衆国による調停に言及し、結社の自由についての言及に関するメキシコ政府メンバーの関心を評価し・・・・。

61.労働側副議長 (23/11) 合衆国政府メンバーによる level playing field の要求に言及して、「工業諸国における農業補助金のインパクトは、事実、途上国における農業協同組合の利益を損ないlevel playing fieldを捻じ曲げるものである。明らかなことにも、平等処遇が持続的に平生適用されるわけではないし、協同組合は私的企業の単なる今ひとつの形態ではない。協同組合が実務的な流儀で経営される必要があることに同意するにしても、協同組合の特殊な性格は承認されなければならない」と。

62. 議長のまとめの発言 「フットボールの試合とは違って、ILCの論議は全員が勝利者となる場である」と。

協同組合促進に関する勧告案の考察

63. 議長は法務助言者に対して、勧告案テキストについて ILO 事務局が作成を要求した正誤表を紹介するよう依頼した。

64. 略

前文

65.使用者側副議長 追加された2つのパラグラフに対する修正提案を紹介。一面で仕事起こし、諸資源の動員における協同組合の重要

性、創造的投資(仏文 la stimulation de l'investissement、投資の刺激)、経済への協同 組合の貢献を承認しつつ、他面で「level playing field」のコンセプトを反映するもので あった。(23/12)「前文で必要な文脈と焦点を 提供することを保障する」必要がある、と。 66.労働側副議長 勧告案を洗練されたものに する上でふさわしい場であることを認め、修 正案の第1パラグラフを支持しつつ、第2パラ グラフには賛成できない、と。「協同組合促進 に関係しないばかりか、協同組合の特殊性を 認めるものでもない」からだと。「level playing field」の論点は、やがて、どこかで持ち出され ると指摘した。「総括討議の間に大概の政府メ ンバーは協同組合を促進するための特別施策 に対する支持を明らかにしていることを委員 会に想起させた。故に、修正案から第2パラグ ラフを削除することを促した。

67.Costa Rica G. 使用者側の努力を評価した。

68.India G. level playing field コンセプトの導入は時期尚早と。ウルグアイ政府、妥協案を提示。第2パラグラフを削除し、協同組合の参加的アスペクトに関する他の政府メンバーが提出した修正案に類似するパラグラフを追加する妥協案。エルサルバドル、南アフリカ、スリランカ、労働側の見解を支持。労働側、ウルグアイ案を支持。使用者側、修正案中の第2パラグラフを撤回。

69. 修正案は、ウルグアイの派生修正案として 採択。

70. ブラジル、コスタリカ等により提案された 修正案は、上述の提案の採択により不要なも のとなる。

71.使用者側及びメキシコ政府メンバーにより

提出された修正案。当該修正案に、「problems の後にchallengesの言葉を追加する派生修正案 について同意が得られた」。

72. 当該の派生修正案が採択。

73.南アフリカ政府メンバー、ケニア、レソト等南アフリカ諸国により提出された修正案を紹介。「連帯及び、グローバリゼーションの諸利益のより衡平な配分への言及を追加する」というもの。使用者側副代表、「連帯」概念には難があるとして不支持。(23/13) 労働側、「南アフリカはグローバリゼーション及び通商の自由化のプロセスにおいて敗者となっている」ことを承認し、ILOは最近「グローバリゼーションの社会的重要性に関する委員会」を設立している旨、委員会に想起させ、修正案を支持。

74. 修正案がその後に採択される。

75. 第 4 パラグラフの明白な誤りを正す修正案を提出。

76. 直ちに修正案が採択される。

77. 使用者側副議長 第5パラグラフから一連のILO条約及び勧告への言及を除去する修正案を提出。すでに「労働における基本的諸原則及び権利に関するILO宣言」に関する言及が所在するので、中核的労働諸基準は、いずれにしても保障されている。と。あるものをいうことは他を排除するというに挙するので、個々のILO条約及び勧告にごとなって、というものであった。労働側副議長はいて一般的に言及するだけの方がより適らにである、というものであった。労働側副議長は、国告に価値を付け加えるが故に1年前に

定の言及が含められたのだということを想起 させた。手短に言って、彼は修正案を支持しな かった。

78. **合衆国政府メンバー**は修正案に賛成。それ が政府の立場で、1年前に表明しているよう に、「ILO条約及び勧告は協同組合にとって固 有のものではないし、当該の言及は実体的諸 規定から注意を反らせる不必要な負荷を本文 に課するものとなりはしないか」、と。彼女は、 「ILO本文で個々の言及を包括することは一般 的慣行ではない」と見なした。南アフリカ諸 国の政府側メンバー、修正案に反対を表明。 使用者側副代表、修正案は本文を柔軟化させ るために提案された旨、明確にする。 挙手表決 を要求する。**労働側副代表**、合衆国政府メン バーによる調停に言及して、混乱を回避する ために、以下を指摘。「ILO条約及び勧告につ いて個々の言及を包括することは標準的な慣 行であり、第189号勧告で述べられている全て を一覧紹介した。 合衆国政府メンバーは第 189号勧告は児童労働の禁止に関する参照を含 んではいない、個々の参照を包括することは 本文が速やかに時代遅れになる公算を増大さ せる、と。(23/14)

79.使用者側副代表、修正案に対する表決を要求。表決結果 賛成 77,221. 反対 179,676.

80. 結果として修正案は採択されなかった。

81. カナダ政府メンバー、カナダ、フィンランド、フランス、日本、オランダ、スペイン、スウェーデン、トルコ、英国が提出した、「第5パラグラフから、結社の自由及び団結権保護条約(1948)、団結権及び団体交渉権条約(1949)、差別(雇用及び職業)条約(1958)への言及を除去する」修正案を提起。理由。これらの条約の主題は「労働における基本的諸原則

及び権利に関するILO宣言」によりすでに保障されている。「労働における基本的諸原則及び権利に関するILO宣言」の基礎となった8つの中核的条約中のたった3つを列挙することは論理的ではない。修正案の提出は、故に、本文をすっきりさせるものだ。パラグラフ冒頭の"Moreover, noting the rights and principles"に置き換えること、と。

82. 使用者側副代表 修正案を支持。

83. 労働側副代表 修正提案の動機を理解。事 実、労働側メンバーは同一の関心を有する、つ まり、本文を首尾一貫したものにするために。 彼らは、脱落していた5つの中核的条約を追加 する別の修正案を提出した。中核的条約を 個々に列挙することは重要であった。なぜな らば、協同組合と称するもので基本的諸原則 及び権利を侵害する企業の例があるからであ る。彼は「労働における基本的諸原則及び権利 に関する ILO 宣言」の採択に続いて ILO がよ り多くの加盟国による当該の中核的条約の批 准を求める成功裏に終ったキャンペーンを開 始したことを想起させた。彼はパラグラフの 冒頭部分の変更提案も支持しなかった。勧告 案を弱体化させるからである、と。勧告案の文 言の保持を良しとした。1年前の妥協を反映し ているからだ。

84.アイルランド、合衆国、修正案を支持。「労働における基本的諸原則及び権利に関するILO宣言」へのもともとの言及で十分だから、と。ベニン、ブラジル、コスタリカ、ポーランド、修正案を不支持。カナダ、勧告案は全当事者にとって重要であり、当該の諸条約をすべての加盟国が批准しているわけではないが「労働における基本的諸原則及び権利に関するILO宣言」を支持する義務がすべてにある旨を委員会に想起させた。労働側副議長、当該

の中核的諸条約を必ずしもすべての加盟国が 批准しているわけではないという論拠に承服 せず、列挙された他の条約についてもこれは 真実である、と。彼は、勧告案は列挙された諸 条約を加盟国に裏書することを求めるもので はない、と指摘した。

85. 非公式の表決の後に、カナダ政府メンバー は修正案を撤回した。(23/15)

86.使用者側副議長 第5パラグラフ中の「権利及び諸原則」を「諸規定」なる文言で置き換える修正提案。前者は法律的意義を有する一方、後者は不明瞭なものではない、と。労働側副議長 唖然。それは、不採択に終った先の修正案の第1部分と類似するものだ、と。

87. 使用者側副議長 修正案を撤回。

88. 同種の修正案が論議される。**労働側副議 長**、8 つの中核的条約への言及を提案。

89. 連結修正案が採択される。

90. 使用者側副議長 第 6,7 パラグラフの削除 提案。

採択本文:前文

国際労働機関の総会は、国際労働事務所の 理事会によりジュネーブに招集され、2002 年 6月3日に当該の第90回総会を開催し、

仕事を創出し、諸資源を動員し、投資を産 み出す上での協同組合の重要性及び経済への その貢献を承認し、

協同組合が種々の形態ですべての地域住民 の経済的かつ社会的発展にそれが全面的に参 加することを促進していることを承認し、

グローバリゼーションが協同組合にとって 新しい様々な圧力、難問、挑戦及び機会を創 りだし、かつ、一国的及び国際的水準で人と 人との連帯のより強力な形態がグローバリ ゼーションの利益のより衡平な配分を促進す る上で必要とされていることを承認し、およ び、

国際労働総会が第86回総会(1988)で採択した労働における基本的原則及び権利に関する ILO宣言を考慮に入れつつ、

ILO 条約及び勧告、特に、強制労働条約 (1930)、結社の自由及び団結権保護条約 (1948)、団結及び団体交渉の権利条約 (1949)、平等報酬条約 (1951)、社会保障(最低基準)条約 (1952)、強制労働廃止条約 (1957)、差別待遇(雇用及び職業)条約 (1958)、雇用政策条約 (1964)、最低年齢条約 (1973)、農業従事者団体(*)条約及び勧告(1975)、人的資源開発条約及び勧告(1975)、雇用政策(補充規定)勧告(1984)、中小企業における仕事の創出勧告(1998)及び最悪の形態の児童労働条約 (1999)において化体されている権利及び原則を考慮に入れつつ

「労働は商品ではない」とするフィラデルフィア宣言において化体された原則を想起しつつ、

どこであっても労働者のためにディーセント・ワークを実現することがILOの第1の課題である旨を想起しつつ、

本総会の第4議題である協同組合の促進に 関する一定数の提案の採択を決定し、

当該の提案が勧告の形態をとるべきである 旨を決定し、

2002年6月20日に以下の勧告を採択する。 本勧告は、協同組合の促進勧告2002と、これ を呼称することができる。

(*) 訳注 rural は必ずしも農村を意味しない。urbanに対比される広い概念であり農山漁村地域をも包括するものであり、また、the Rural Workerに「農村労働者」を充てると印象と

して農村において農繁期に労働する者に局限されるおそれがあるので、the Rural Worker's Organisations に「第一次産業従事者団体」の訳語を充ててみたいが、暫定的に表記のような訳を掲げておく。

. 範囲、定義及び目的

パラグラフ 1

91. パラグラフ 1 は、論議なしで採択され た。

採択本文: パラグラフ1.

協同組合はすべての事業分野で活動する 旨、これを承認する。本勧告は、協同組合の すべての類型及び形式に、これを適用する。

パラグラフ 2

92.協同組合の定義に関するほぼ同一の2つの 修正案が提出される。

一つは、カナダ、フィンランド、フランス、日本、オランダ、スペイン、スウェーデン、トルコ及び英国政府のメンバーによるもの。今ひとつは、ブラジル、コスタリカ、ドミニカ(23/16)、エジプト、イスラエル、ケニア、レソト、モザンビーク、ナイジェリア、南アフリカ、ウルグアイによるもの。

カナダ政府による趣旨提案: 当該修正案の目的は、勧告案中にICA 定義を含めること。

ポーランド政府、ICA 定義を含める重要な **理由、4 点**を列挙。

- 1. ロッチデール原則の進化の結果。
- 2. あまねく世界の協同組合により評価され、受け入れされ、「偽の」3. 協同組合を識別する上で役立てうること。
- 4. 他の国際諸機関ですでに使われている し、国内立法にICA原則を掲げている国 は多い。
- 5. 新しい定義を採用することは論理的で

はない。混乱をもたらしかねないから だ。

使用者側、労働側双方とも、当該の修正案を 支持。

93.2 つの修正案の併合案、採択。

94. 協同組合の定義に関するその他の3つの修正案(コスタリカ、ウルグアイ案、労働者側のそれ、メキシコG. 案)、撤回。

95. パラグラフ 2 は、修正案が採択された。

採択本文: パラグラフ 2.

本勧告の目的に照らし「協同組合」なる術語は共通の経済的、社会的及び文化的必要と憧憬とを協同で所有され民主的に点検される企業を通じて充たすために任意に結びついた人々の自治的社団を意味する。

パラグラフ 3

96.メキシコG." promotion"に"viable"なる形容詞の前置を提案。持続的開発に言及するうえでふさわしい場ではない、と労使が反対。

97.修正案は撤回。

98. (a) **項で列挙された協同組合の価値**を立 ち入って述べる 3 つの修正案

- 1. IMEC 諸国 (先進工業諸国)提案
- 2. ドミニカ、イスラエル案
- 3. 南米プラスポーランド案

カナダ、趣旨説明。協同組合のアイデンティティに関する ICA 声明中の諸契機を含め、協同組合の価値にかかわって勧告案と ICA 声明との調和を保障することにある、と。

(他の2つの提案趣旨説明は割愛)

労使は、3つの案を支持。労働側副代表(協同組合の価値を完全に列挙することに大きな

重要性を与えるコスタリカ政府の提案趣旨説明を受けて)、「追加は、他の企業タイプから協同組合を識別するために、非常に重要だ」と。 (23/17)

99.3 案の併合案が採択。

100.(a) 項に関する他の2案、撤回。

101.議長の要請に応えて法務アドヴァイザー、 討議される次の修正案に言及しつつ、「草稿の 作成形式に難があり、また、勧告案に統合する ことが容易ではない」との所見を披露しつつ、 処理方法を提示。修正案を掲げると条項が「重 くなるのでは」と。「普通は、ILOの本文は他の 諸組織の決定又は本文を引用することを忌避 する。かかる言及を含めることは賢明ではな い。蓋し、他の組織が言及された決定又は本文 を変更することがありうるからだ、と。この論 点を決定するのは委員会の任務。法務アド ヴァイザーの観測をめぐる論議の後、修正案 の論議の継続が決定。

102. 法務アドヴァイザーが言及した 2 つの修正案が一緒に討議される。双方ともに、協同組合のアイデンティティに関する ICA 声明中の協同組合原則を扱うものであるので。

提案 1. ブラジル、コスタリカ、ドミニカ等 提案 2.IMEC 諸国

コスタリカによる提案趣旨説明:本文は、政労使、協同組合双方にとって役立つものであるべきだ。労働原則を説明する前文でILO条約、勧告に言及する文言を挿入したように、ここで、協同組合原則の例を掲げる必要がある。・・・・例が掲げられないならば、当該の文言は、まさしく反故 (another piece of paper)となろう、と。

カナダによる提案趣旨説明:ILO本文の読者が協同組合原則のエッセンスを理解すべきで

あることは当然であるが、長い列挙を回避するために、修正案の第2は協同組合のアイデンティティに関するICA声明への言及だけを含むものになっている。

103. 使用者側副代表、法務アドヴァイザーの 観測を正当とした。勧告案は簡潔かつ包括的 であるべきである。本文の採択とは、事実、立 法過程との認識を開示。第1案は、便覧に含む 方がより適切な業務上のガイドラインを含ん でいる、と。第2案は簡潔で包括的なので、を もの表表、第1案は関連で包括的なので、 を支持する、と。労働側副代表、第1案を 持。協同組合原則の基礎テキストを掲げるに 要がある、なぜならば、さもなければ、諸原則 だけでは空っぽの骨組みになりかよりが にからは、・・・単に言及するだけというよりない。・・・単に言及するだけというよりである。このようにして、委員会は、そして、それに引き続いて加盟国が協同組合の諸原則を 分のものにすることになるのだ、と。

104. 議長、当該テキストが掲げられると本文 はくどくなるのではないのか、という事実に 憂慮を表明。当該論点のあるものは本文のど こかでも扱われるので。(23/18)

イスラエル G. フルテキストを掲げることは、すべてのタイプの国に、すべてのタイプの協同組合に適用されている原則の普遍性故に、また、すでに他の国際諸機関でも採用されているが故に、重要である、と。当該の掲載は(協同組合制度の 訳者補記)濫用及び歪曲を防止するものになる、なぜならば、「偽の」協同組合は現実の問題であるからだ。

105.フランスG. SCEが最近採択されたと・・・ ICA 声明中の原則と現実の立法上での乖離を 説明。合衆国、第1案はドラフティング問題を 惹起させるとする法務アドヴァイザーの見解 に同調。労働側副代表、1年前に第1案の内容 は論議されている旨、委員会に想起せしめた。 その折に決断されたことは、協同組合原則の ヘッドラインだけを掲げるということであっ た、と。妥協を重んじる立場から、第1案の内 容が付録として収録され、他方で勧告案本体 に第2案のテキストのほとんどを掲げるとす る派生修正案(subamendment)を提出。合衆国、 委員会が原則を詳細に検討してはいないとい うこと、この問題は本文起草委員会に委ねら れてはならない、と。

106. カナダ G. 本文と ICA 声明との間には幾分か距離を置かなければならない旨、説明。原案たる第2案を好む、と。使用者側、同様の立場。

ブラジル、コスタリカ、イスラエル、ナイジェリア等、派生修正案を支持。合衆国、 ICA 声明の言及としておかれるならば、ICA 声明の言及のではならば、ICA 声明の言及のではならない、と。労働側副、対策を支持を表、本文は原則を収めるべきで、付録はありたが、と。合衆国、付録ははありたが、との言及に過ぎない、と。コスタリカ、大の言及に過ぎない、と。コスタリカ、大の言及に過ぎない、と。コスタリカ、大の言及に過ぎない、と。コスタリカ、オイジェリア、ポーランド、派生修正本文の大きでの大きない、との内容を詳細に対しない、との付録を完全に裏書できはしない、と、ナイン・

107. カナダ及び労働者側副代表により提案されたテキストを連結する今ひとつの派生修正案のテキストについて合意がなされた。当該派生修正案を支持した後者は、付録は当該の項で列挙された協同組合原則の解釈のための背景を構成するものと理解される、という提案趣旨を提出した。(23/19)

108. 修正案は、当該派生修正案として採択された。

109. イラン等か提出した修正案は不要となった。

110. パラグラフ 3 は、修正案どおり、採択された。

採択本文: パラグラフ3.

協同組合のアイデンティティの促進及び 強化は、以下の根拠に基づいてこれを奨励 しなければならない。

- (a) 自助、自己責任、民主主義、平等、衡平及 び連帯という協同組合の価値。のみならず、 誠実、透明性、社会的責任及び他者への配慮 (仏文 l'altruisme 愛他精神)という倫理的価 値。
- (b) 国際協同組合運動により発展させられ、かつ、本文の付録において言及される協同組合原則。当該の原則とは、任意かつ開かれた組合員制度、組合員による民主的な点検、組合員の経済的参加、自治及び独立、教育、訓練及び情報、協同組合間協同及びコミュニティへの関与を言う。

パラグラフ 4

111. ウルグアイ G. ブラジル等により提案された修正案を紹介。目的: テキスト案により協同組合及び組合員の双方が保障されるべきこと。 労使ともに賛成。

112. 当該修正案、採択。

113.使用者側、(a) 項より "decent"の文言を削除する修正案を撤回。 Decent なる文言は不明瞭ではあるが、当該の術語について先の箇所で言及し、それが残されたので。

114. メキシコ G.2 つの修正案を提出。しかし、 賛同者なく、論議されず。 115. 労働側、(b) 項で"movement"の文言の後に「のみならずその長所及び利益」を追加するとするメキシコ G. 提出の修正案を支持。使用者側、反対。何が長所で利益であるのかを明確にするには及ばない、と。ベニン、コスタリカ等が一致して支持。

116. 使用者側、当該修正案を多くの政府が支持したことに鑑み、見解を撤回。

117. 当該修正案、採択。

118. 合衆国、IMEC 諸国提案の修正案を紹介。協同組合のビジネス・ポテンシァルについて言及する新しい条項の付加提案。(23/20) 協同組合はビジネスとして何よりもまず成功を収めなければならない、と。使用者側、修正案は現実的価値を追加するもの、よって支持と。労働側、このポテンシァルは他の箇所で認められているものだが、支持すると。

119. 当該修正案、採択。

120. メキシコ G. 使用者側が賛成した修正案を提出。(c) 項に、協同組合の競争性を促進し、強化する必要に関する言及を追加する、とするもの。メキシコ G. による理由開示: 自由な市場経済で協同組合が競争力のあるものになる必要がある、と。労働側、反対せず。ただし、語法を工夫する派生修正案を提出。

121. 当該修正案は、派生修正案として採択。

122. メキシコ G. 修正案提出。支持なし、論議なし。

123.途上国側の修正案。当該修正案は、「持続的な人間の発展に寄与する」との文節を追加するもの。協同組合が持続的な人間の発展に

重大な貢献をするが故に、この文節を含める 意味がある、と。労使、ともに支持。 124. **当該修正案**、採択。

125. 労働側、"and/or"の言葉使いは不適切である、かつ、"which includes cooperatives"の文言を追加するとする法務アドヴァイザーの先の観測を考慮に入れる修正案を派生修正。当該修正案の目的は、社会的経済における協同組合の役割にスポットライトを当てるものである、と。"social" なる文言を加えることは、協同組合の目的、目標、価値が他のタイプの企業のそれとは異なることを反映する。と。

使用者側、「社会的経済セクタ」なる文言はイデオロギー的支柱をもつし、当該のコンセプトは明確ではない、と。189号勧告で、協同組合はビジネス企業であると認定されている旨、委員会に想起せしめた。協同組合が「社会的経済セクタ」の一部であると、同勧告では言及していない、と。「社会的」を削除する派生修正案を提出。

労働側、協同組合がビジネス企業であることは同意するが、協同組合は公企業、私企業とは明白に区別される、と。当該の修正案は、この点をテキストにおいて明確にするものである、と。

使用者側、別の派生修正案を提出。「社会的」を「ビジネス」なる文言に置き換える、という もの。

労働側、同派生案を不支持。修正案の全体 の意味を変更するものになるから、と。(23/21)

途上国側政府、「社会的経済」が何を意味し、テキストに如何に反映されるべきかの論議が長々と続く。オランダG、同国では当該の術語は意味がない、と。フランスG、公式の文書及び会議で通常使用されている、と。フランス、先の政府が「社会的経済及び連帯」官房を設置した、と。同時に、「多くの協同組合企業は重要な、純粋に経済的役割を演じている」

と。混乱を避けるために、派生修正案を提出。

127. 労働側、組織の別の形態を形容する「社会的」なる文言の辞書的意義を引用。使用者側提出の最終派生案に不同意、と。

カナダ G. 混乱は、国が異なれば異なる定義が使用されていることに起因する、と。カナダを含めて一連の国が修正案を提出したのは、パラグラフ 6 の下で混乱の克服を考慮してのことだ、と。

128. 使用者側、修正案を撤回し、カナダ政府により言及された修正案だけを考慮に入れる、と。協同組合は社会的ニードを大切にする唯一のビジネス形態ではなく、また、「社会的セクタ」、「社会的経済」なるコンセプトは不明瞭だ、と。

労働側、私的ビジネスの主たる目標は、社会的サービスを提供するにしても利潤の極大化だと使用者は常々形容している、と引用。「社会的経済」は、明白な目的、特殊の社会的結果を有している、と。英国での協同組合を含む「社会的企業」の定義を引用。「社会的経済」のコンセプトの使用は南欧に限定されない、と。ILOは、時がたてば普遍的なものになる術語をしばしば使用している。「社会的経済」があまねく存在することを承認することがこのケースでは重要だ、と。

129. オランダ G. 同国での協同組合は巨大企業。「社会的経済」が現にリアリティを有するのか、それとも、はやりの術語であるのかと、いぶかしんだ。ベニン、フランス、スウェーデン、当該諸国で同コンセプトは存在するが、パラグラフ 6 で提案されている言及で充分、と。途上国、修正案を支持。合衆国、大概の協同組合は、基本的には、組合員を利するビジネスであるので、当該修正案はテキストに何かを付け加えるものではないとの所感を有す

る、と。

130. 非公式の同意に達することを保障する中断の後、労働側、新しい派生修正案を提出。カナダにより先に言及されたパラグラフ6についての修正案ともどもこの派生案の論議に同意が到達した、と。使用者側、派生案に同意。

131. 修正案、最終派生案として、採択。

132. パラグラフ 4、修正案として、採択。(23/22)

採択本文: パラグラフ 4. その発展水準にかかわりなく、すべての国 で

- (a) 所得創出活動及び持続可能なディーセントな雇用を創造し、かつ、発展させ
- (b) 人的資源の諸能力並びに協同組合運動の 価値、長所及び利益を教育及び訓練を通 じて発展させ
- (c) 起業及び経営の諸能力を含む協同組合の ビジネス潜在力を開発し
- (d) 協同組合の競争力を強化し、かつ、市場 に参入し制度金融を利用し
- (e) 貯蓄及び投資を増やし
- (f) 差別のあらゆる形態の除去を考慮に入れ つつ社会的及び経済的福祉を改善し
- (g) 持続可能な人間発達に寄与し、かつ、
- (h) 協同組合を含め、コミュニティの社会的 及び経済的ニードに応え成功の見込みが ありダイナミックな経済セクタを創設し 発展させる

うえで協同組合及びその組合員を支援する ために、協同組合の潜在力を促進する諸施策 が採用されなければならない。

パラグラフ 6

133. 議長、労働側副議長の要求により、IMEC

諸国より提出されたパラグラフ6に関する修正案の討議の開始を促す。パラグラフの冒頭に、「バランスのとれた社会は強力な官民、協同組合その他の非政府セクタの存在を必要とする」との文言の追加を提案するもの。 労働 側、最前行われたインフォーマルな論議を反映する派生修正案を提案。

カナダ G. 妥協は、加盟国全てにとって意味のあるテキスト上での合意に到達するうえで必用であったことを想起せしめた。労働側より提案された語法を受け入れる用意がある、とした。上記の引用箇所を強調する文脈を勧告案中で反映することが修正案の目的だ、と。「社会的経済」はすべての国で理解されているわけではない。ましてやすべての国が協しているわけではない。たとえ、その概念を適用しているにしても。協同組合セクタ、「社会的経済」の一部であると見ないているにしても。協同組合セクタ、「社会的経済」、「第三セクタ」は異なっているが、重なり合う。カナダの15の巨大協同組合はトップ500の企業に属し、私的セクタの一部を自認している、と。

134. 使用者側、社会的及び非政府セクタは明白に定義される全体を構成するものではない。

労働側、カナダによる陳述を了としつつ、労働側の見解は相違し、協同組合は社会的経済の一部である、と。提案された派生修正案はさような解釈を許容するもので、テキスト中で単一の「セクタ」の使用を指摘した。

135. 修正案は、派生案として、採択。

パラグラフ 5

136.使用者側、フロア会議を要求し、"special" なる文言を "other" で置き換え、disadvantaged groups への言及を削除する修正案を提示。提示理由:普遍的性格の維持、当該パラグラフが前項との関連で理解されるようにするため、

یے

"special"なる文言は、前項で掲げられた諸 措置が special ではないかのような印象を与え かねないからだ、と。テキストのこの個所で disadvantaged groups を選び出すのは不適切。 一般に措置について当該パラグラフが言及す るべき個所なので、と。

137. 労働側副議長、勧告案のテキストはまず まずではあるが、練り上げる余地もあるだろ う、と。"Special" の意味:ある国々ではかか る措置が採用されうる反面そうではありえな い国々もある、という意味。パラグラフは、特 別措置がすべての協同組合に必要であると述 べているわけではない。委員会に、(23/23) パラグラフの6乃至9が「II.政策的枠組及び政 府の役割」に属するのにひきかえ、このパラグ ラフは「範囲、定義及び諸目的」の表題の下に 依然として置かれていることを想起せしめた。 肝心な条項は7(3)である。それは、テキスト 全体に該当し、かつ、様々な国の様々な状況に 対して広い解釈の余地を与えるものである、 と。以下の表現に含意される2つのハードルの 存在を指摘。

- 1. Where appropriate
- 2. could 可能な支援措置のサンプルを与 える場合において

勧告案のテキストは、労働者側メンバーが 1年以上前に提案したものに比べてすでに弱い ものになってしまっている、と。修正案は勧告 案の意味をさらに水で薄める危険を冒すもの であり、時としてそれを意味のないものにし てしまう。 オックスフォード 辞書 中の "promotion" の意義は支援的かつ特殊の措置へ の言及を含むものであることを委員会に想起 せしめた。

138. **使用者側の追加説明。**「解釈問題」であって、意図は同じ。修正案の意図は、途上国への

傾斜を回避するため。「その他の」というのは、より中立的で、工業国にも移行国にもより容易に受け入れられるからだ、と。6乃至9のパラグラフとも整合する、と。

労働側、disadvantaged groups とは途上国の みならず、あらゆる国の長期失業者及び障害 者についても言及しうるもの、と。

途上国政府、合衆国、勧告案の原案を良し とした。

139. 使用者側、修正案を撤回。

140. メキシコ案、支持なく論議なし。

141. 労働側、should の後に strongly の追加修正案を。

使用者側、このタイプの形容詞の使用はテキストを洗練するものではなく、よって削除をと。

ベニン G. strongly は too militant だ、と。

142. 労働側、修正案の撤回を受け入れ。

143.パラグラフ 5、採択。(23/24)

採択本文: パラグラフ5.

連帯を精神とする企業であり組織である協同組合に、不利な立場にある者の社会統合を達成するための当該集団のニードを含め組合員及び社会のニードに応えることを可能にする特別の諸施策の採用が奨励されるべきである。

. 政策的枠組及び政府の役割

パラグラフ 6

144. 労働側、第1行目の「定義し、かつ、適用する」を「提供する」に改める修正案を提出。

145. 当該修正案、採択。

146. 他の企業との関連での協同組合の処遇問題は第7(3) 項で扱われるが故に、イスラエルG. 第三世界諸国提案になる修正案を撤回。

147. 議長、条項 (a) に "affordable" を導入することを意図する 3 つの修正案の併合審議を提案。・・・労働側、協同組合の登記は迅速、簡易、かつ効果的であるのみならず、affordable であるべき、と。

148.3 案を一括して採択。ただし、起草委員会が適切な語法を決定するという条件で。

149.議長、「協同組合の積立金及び連帯基金に 関する財政的諸措置及び公共政策」に関する 新しい条項を導入する類似の2つの修正案を 併合審議する旨を提案。

第1案、途上国による提案。イスラエルG. 「協同組合が自由な市場経済において効果的に競争することができるようにするために、積立金を創設することが協同組合にとって重要である。既存の協同組合の構造は、しばしばそれを困難にし、政府はこの問題に注意を払うべきである」、と説明。

第2案、労働側提案。テキストの冒頭で "ensure" なる言葉を追加する派生修正案を提案。不分割の積立金は協同組合の示差的な契機である。当該積立金は、かかるものとして承認され、すでに一連のEU諸国においてと同様に奨励されるべきである。

150. 使用者側、当該の論点は協同組合のアイデンティティに関する ICA 声明ですでに言及されている・・・それゆえに、それをここで言及する必要はない、と。(23/25)

コスタリカ G. イスラエル G. により提出された論拠を繰り返す。途上国、当該修正案を支

持。

メキシコ G. 当該の問題は7(3) ですでに扱われており、それについてここで言及するには及ばない、と。

フランスG.修正案を支持せず。この問題は、いずこかで、協同組合立法の起草において扱われるべきである、と。

カナダ G. 協同組合の積立金の不分割性への言及を削除する提案。ある国々では、カナダを含めて、分割可能であるからだ、と。

カナダ、フランス、その派生修正案を併合 することに同意。

151. 労働側、不分割性への言及を残す派生的修正案を提出。協同組合にとって、少なくとも、不分割の積立金の一部を保存することが重要である。これは、協同組合を解散し、組合員の間で積立金を配分する誘惑を減じる、と。

使用者側、労働側によるものではない派生 修正案の併合を支持。ベニン、エルサルバド ル、ウルグアイ、当該の併合を支持する一方 で、イスラエル、ナイジェリア、労働側提案 の修正案を支持。英国政府、不分割性への言 及を残しつつ、言葉使いを改善する派生修正 案を提出。

152. 労働側、「投資を奨励する措置を促進し、 不分割の積立金を考慮に入れる政策に言及す る」別の派生修正案を提出しようとしている ことを示しつつ、この修正案を支持。

使用者側、仏・カナダによる併合修正案に 賛意。イスラエル G. 協同組合の不分割の積立 金、連帯基金に関する措置の包括に関して "would"を"could"に変更する派生修正案を提 案。

153.最初の修正案が、最後の修正案として、採 択。 154. 使用者側、法務アドヴァイザーが委員会に、審議の終わりに当たって、2点について回答を寄せられたし、としていただければ有難い、と。

第1の質問。勧告案本体それ自身に含めない ことに委員会が同意したドキュメントのどの 部分が付録に収められうるのか?

第2の質問。第1の質問に対する回答が肯定 的であるとして、委員会によるかかる決定が 法的に見て付録の放棄を根拠づけるかどうか 不明である。

155. 議長、(b) 項に関する類似の 2 つの修正案 を併合審議することを提案。

使用者側、第2案のために第1修正案を撤回。

カナダ、IMEC 諸国提案の修正案を提出。 修正案の目的は、「と同様に有利な」なる 文言を「に匹敵する」なる文言で置き換え る、というもの。勧告案はすべての国のニード に照応するべきである、と。**修正案を提案し** た各国政府メンバーは(23/26)、協同組合の単 にその構造ゆえの優先的取り扱いに同意する ことができないのである。優先的取り扱いは、 一定の政策課題を支える企業類型に基づいて 与えられるべきなのだ、と。例。農村地域で電 力を供給する協同組合への特別措置といった 類の論拠。大概の政府は協同組合の平等処遇 を好んでいる、と。使用者側、当該修正案を強 力に支持。

156. 労働側、一連の派生的修正案は同一の論点、すなわち、協同組合にどのようなタイプの処遇を与えるべきなのか、これを問題としている、と。彼は、"no less favourable than" という文言は元々は勧告案で委員会により提案されたものであることを想起せしめた。さらに、"special measures should be encouraged" なる文言をパラグラフ5に包括するべし、と決定されていたと思い出させた。パラグラフ6乃至9は、パラグラフ5を実現可能なものにする効果を

与えるためのものである、と。勧告案のタイト ルは協同組合にのみ言及するものであって、 他のいかなる企業に言及するものではない、 ということを思い出すことが肝要だ、と。7(3) において"equivalent to"なる文言を受け入れる ことは政府をジレンマに陥れるものになる。 なぜならば、政府が雇用関連の諸問題又は disadvantaged groups 若しくは地域のニードに 取り組む場合に、あらゆるタイプの企業が特 別措置により便宜がはかられるべきであると いうことを含意するからである、と。どのよう な企業もその事業は雇用創出の効果をもたら すと主張することができるし、そして、当然に も仕事起こしを目的としてわざわざ組織され る協同組合が受けるのと同様の処遇を要求す ることができる、と。故に、当該修正案により 提案されるテキストは特別措置への言及を意 味のないものにしてしまう、と。さらに、既存 のテキストは政府が協同組合以外の企業に特 別措置を講じることを妨げるものではない。 "no less favourable than"なる文言は委員会によ り1年前に提案されたものであること、かつ、 労働者側のメンバーは"where appropriate"の文 言の挿入を受け入れることで7(3)のテキスト について妥協をしていること、これを思い出 させた。彼は勧告案のテキストを変更しない よう委員会を励ました。"no less favourable than"なる文言の翻訳が困難を来たしているの で、起草委員会が解決すべきことを示唆した。

157.使用者側、協同組合は基本的にはビジネス企業なので、孤立させて論議されるべきではない、と。このことは第189号勧告で認められた、と。場合によっては、ビジネス企業として成功裏に事業を行なっている巨大協同組合をしてその組織的構造を変更させることを強いるというのも特別の措置でありうる、と。インフォーマルな会議、そして妥協の模索。

使用者側、労働側により照会されたのと類似

の修正案について合意を見たことを示唆。合同審議を提案。(b) で"autonomy"なる文言の後に、"and, in accordance with national laws and practice"なる文言の追加を派生提案。労働側派生提案を支持。ただし、言及は"national law and practice"であるべきだ、と。使用者側、受け入れ。

158.第2次修正案、派生案として採択。(23/27)

パラグラフ 7

159. 使用者側、(2) に類似の言及を挿入する修正案を提出していた。インフォーマルな審議中に合意に到達していた派生修正案を提出。 労働側、支持。

160. 修正案は、派生案として採択。

161.IMEC諸国の提案は無意味となり、論議されず。

パラグラフ 6

162. 途上国により提案されていた修正案、同上。

163.(c)を "facilitate the membership of coop to coop structures that respond to the needs of their members" に置き換えるとする IMEC 提案。提案目的、協会 (federations) の類のハイレベルの協同組合団体、機構への加入の促進。使用者側、賛同。労働側、賛同。ただし "members"の言葉はいくぶんか曖昧、と。起草委員会に解決を委ねる、と。カナダ、テキストを明確にする目的で派生提案。労働側、言葉遣いが依然として不明瞭とし、カナダ、当該提案を撤回。

164. 修正案、採択。

165.IMEC 諸国提案。修正案の目的、協同組合

は自治的で自主管理される企業であるという 事実への言及を挿入することにある、と。使 用者側、支持。労働側、修正案には反対では ないと示唆しつつ、修正案は協同組合の二つ の識別性格を列挙するだけなので、オリジナ ルテキストはより包括的であると感じる、と。 (23/28)

166. 当該修正案、採択。

167. 途上国側、(d) 中の "including" を "particularly" で置き換える提案。目的、他のものにより提供されないサービス提供において協同組合が果たす役割を強調する助けになる、と。**労働側**、支持。**使用者側**、多いに満足と。**労働側**、支持。

168. 当該修正案、採択。

169. パラグラフ 6、修正の上、採択。 採択本文: パラグラフ 6.

バランスのとれた社会は、公的及び私的な強力なセクタ並びに協同組合、共済組合その他の社会的かつ非政府の強力なセクタの存在を必要とする。政府が協同組合の本性及び機能に一致し、かつ、パラグラフ3に掲げられた協同組合の価値及び原則に従う以下の支援政策及び法制上の枠組を整備することは、この文脈にそうものである。

- (a) 協同組合の登記をできるだけ迅速で、簡潔で、費用が嵩まず、かつ、実効的な方法で行なわせる目的で制度的枠組を創設し、
- (b)その一部を少なくとも不分割とすることのできる適切な積立金及び協同組合間の連帯基金の創設を許可する目的の政策を促進し、
- (c) 協同組合監督のために、協同組合の本性及び機能に適合する諸要件に基づき、協同組合の自治を尊重し、かつ、国内法及び実務に合致するとともに他の形態の企業及び社会組織

に適用される諸要件と同程度に有利である諸 施策の採用に備え、

- (d)協同組合の組合員のニードに応える協同組合諸機構における協同組合の会員資格を容易にし(仏文1'adhésion des cooperatives à des structures cooperatives 協同組合諸機構への協同組合の加入)、
- (e) 特に、協同組合が重要な役割を果たし、又は、さもなければ提供がされないサービスを提供する地域において自治的かつ自主管理の企業である協同組合の発展を促進すること。

パラグラフ 7

170.メキシコ G. (1)中の"as one of the"の後に、"pillars to achieve" の追加を提案。目的、協同組合が経済的、社会的発展にとって為す貢献をより際立たせるため、と。

使用者側、既存のテキストで十分であり、提 案されている追加は叙情的 = 大げさだ、と。

労働側、支持。

使用者側、見解を撤回。

171. 修正案、採択。フランス語訳を起草委員会で見直す必要があるとの条件を付して。

172. **メキシコ** G. 提案。賛同を得られず、審議 されず。

173.使用者側、(3)中の"should"を"may"に変えるべし、また、最終段落を"Such support measures should apply・・・・"で置き換えるとの提案。目的、level playing field のメリットへの言及を含ましめ、かつ、協同組合が優先的処遇を受けてはならない旨を説明。・・・これはEU及び加盟予定国にとって重要だ、と。なぜならば、優先的処遇は若干の例外を除外して禁止されているからだ、と。勧告案中の諸要件は十分ではなく、本文の解釈の結果として、欧州条約及び、なによりもまず、差別禁止、通商

障壁、サービス提供 (23/29) の自由、設立の権利、排他的権利並びに国家独占及び国家的扶助に関する指令を侵犯すると危惧される、と。曖昧さの除去、修正案は他の国々のニードに便宜を図って味方するものではない、と。

174. 使用者側副議長、"equality" なる文言を修正案から削除することを提案。他のメンバーは、他の企業形態、特に、社会的又は公共的政策成果を持つ活動に従事し、協同組合だけが支援を受けるのであれば不公正競争に苦したとになる中小零細企業向けの支援措置に類似する措置の範囲を設定することが目的と。修正案の意図は、若干の協同組合は大企業であり、中小零細企業のあるものが為している社会政策的成果を有することがない、ということを確認することにもある、と。

175. 労働者側、不支持。先に、同一論点の論議のどこかで与えた理由により。彼は、189号勧告は、事実、特別の支援措置を掲げていな、と。英国の中小企業向け大蔵大臣予算中の特別措置を思い起こさせ、かつ、こういったものがEU指令を審判したのかどうかは疑わしい、と。EU諸国はたいてい、合衆国、日本と同様に、協同組合に対して特別措置を講じている。主として、優遇税制という形態においてである。・・・・本文の目的は中小企業を促進することを目的とするものではない。

176.ベニンG. 使用者側により提出された論拠が真であるとして、EUを代表する委員会構成員が類似の修正案を提案しなかったのか、訝しくおもう、と。途上国は、当該修正案に賛成しない、と。カナダ、妥協案を提示。労働側、不同意。支援措置への言及を無意味なものにしてしまう、と。

178. ウルグアイ G. (2) 及び (3) の結合を提案。 (23/30)

フランスG. カナダ提案を支持。EUの法律及び慣行に完全に合致するから、と。労働側への応答で、優遇税制は・・・・過去においてなされた決定の結果であり、新しい優遇税制は現行の指令に照らして是認されえない、と。労働側、(2)及び(3)の結合を提案。

採択本文にある文言。

使用者側、支持。

179. 当該修正案は、派生提案されたものとして、採択。

180.上記の修正案の採択の結果、他の3つの修正案はよけいなものとなった。

181. フランス語訳について、起草委員会に付託。

182.使用者側、gender equality についての(4)の削除を提案。**労働側**、削除しないことを要望。 エルサルバドル G. 協同組合の女性リーダー、マネージャーは、たった 8% と。 183. 使用者側、当該修正案を撤回。

184.パラグラフ7は、修正されたものとして、 採択。(23/31)

採択本文:パラグラフ7.

- (1) パラグラフ3 に掲げられた協同組合の価値 及び原則に従う協同組合の促進は、一国的及 び国際的な経済的、社会的発展の支柱の一つ とみなされなければならない。
- (2)協同組合は、国内法及び実務に合致するとともに他の形態の企業及び社会組織に適用される諸要件と同程度に有利な諸要件で処遇されなければならない。政府は、適切である場合には、雇用促進又は不利な立場にある集団若しくは地域に利益を与える活動の開発といった特定の社会的及び公共的政策課題を満足させる協同組合の活動のために、支援施策を導入するべきである。かかる施策で、何よりもまず、かつ、可能な限り、税の優遇、貸付、助成金、公共事業計画への関与及び特別調達の提供を掲げることができる。
- (3) すべての水準で、特に、経営及び指導水準で協同組合運動への女性の参加を高めるために格別の配慮が払われてしかるべきである。

パラグラフ 8

185. 昨年の論議及び妥協を念頭において、**使 用者側**、(1) に level playing field の文言を挿入する修正案を撤回。

186. **途上国側**、修正案を撤回。同一のパラグ ラフに関する後の修正案で当該の問題が取り 上げられる、ということで。

187.カナダG.IMEC提案の修正案を提出。core labour standards よりか fundamental labour standards という文言に。

労働側、fundamental labour standards は「宣

言」が基礎とする8つのILO条約及び勧告に「陳列されている」と。当該修正案が曖昧さを惹起せざるを得ないが故に、当初の定式を望むと。カナダG.かかる関心を満たすべく派生的修正案を提出。

使用者側、労働側、支持。

188. 当該修正案は、派生的修正案として、採 択。

189. 労働側、fundamental labour standards の前に ILO の挿入を提案。これは、結論案に含まれていたが、その後に削除された。使用者側、同一行において ILO なる文言を二度も繰り返すには及ばない、と。かかる理解の上で修正案を受け入れ。

190. 当該修正案は採択。

191. 労働側、(1)(a) 及び(1)(b) を結合する修正 案を撤回。

192. 途上国側、(1)(b)の英文に変更を加える修正案を撤回。起草委員会が考慮に入れることは疑う余地がないので、と。(23/32)

193. 途上国提案をブラジル G. 提出。偽の協同組合による労働の諸権利の侵犯への言及を含めるもの。

使用者側、false なる術語が何を意味するのか不明と。偽装的雇用関係 (disguised employment relationship)への言及により既に当の問題は保障されている、と。False を suchに変更することを提案。

194. 労働側、当の問題が本文で明示的に述べられることを保証することが重要と。使用者側の関心を満足させるために、false(偽の)をfraudulent(欺瞞的な)に置き換えることを提

案。

論議の末、pseudo-cooperatives(協同組合もどき)に落ち着く。

195. 当該修正案は、派生的修正案として、採 択。

196.使用者側、(1)(c)中の gender equality への言及について詳述する提案を提出。**労働側**、7(4)が削除されていないこと、勧告案のテキストを望むと。より広範に適用されるので、と。

197.メキシコG. equality をequityに変更する提案。支持なく、討議なし。

198. 労働側、以下の文節の挿入を提案。

"Promote measures to ensure workers • • • • to information relevant to Collective bargaining"

理由。当該修正案は協同組合運動内部での 承認の結果であり、定義された倫理的価値と セットをなし、社会的責任、他者への配慮、民 主的監督に明白にかかわらしめられている、 と。当該の修正案は、テキストのこの箇所で協 同組合の価値及び原則を反映させることを目 的にするものである、と。

使用者側、強く反対。協同組合促進に焦点をあてることから注意をそらすものになると。勧告案の中に、労働者の権利を強調する他の例もある、と(23/33)。それが協同組合の被用者について言及しているのか、それとも従事組合員についてか明らかではなく、テキストは混乱している、と。労働組織問題は経営陣の特権事項(management prerogative)だ、と。さらに、(1)の最初の2つの段で扱われている、と。・・・・participation なる術語も不明確である、と。

199. 労働側、当該修正案を、よりぱりっとし

たものにする派生的修正案を提出。当該修正 案で提起された論点は、ビジネス企業として の協同組合及び組合員にとって重要である、 と。

200.イスラエルG. "promote measures to ensure that best labour practices are followed in cooperatives, including access to relevant information" なる言い回しを有する派生的修正案を提出。

使用者側、労働側、ともに支持。

201. 当該修正案は、派生的修正案として、採択。

202. 使用者側、(1)(e) にビジネス企業及び起業への言及を追加する修正案を提出。

労働側、当該条項の本来の目的は、協同組合の原則及び実践を可能な限り広く普及させることにある、と。ビジネス問題及び起業が協同組合内部で重要であることに同意するが、この箇所で言及するには及ばないと。カナダG.妥協案を提示。使用者側、同意、労働側、ノン。全国的な教育及び訓練体系は基本的なものだと痛切に感じているので、と。

203.途上国、オリジナル・テキストを支持。**イスラエル** G . オリジナル・テキストに "entrepreneurship" を付加する提案。**使用者側、カナダ政府側等**支持。

204. 引き続く討議の後、表決。 賛成 25,300、 反対 25,990. (23/34)

205. 表決の結果として当該修正案は採択されず。

206. メキシコ G. (1) に競争性 competitiveness への言及を含める提案

207. 当該修正案、採択

208. 労働側、途上国側提案になる修正案を撤回。

209. ナイジェリア G. 修正案を撤回。

210.2 つの類似の修正案、提出。支持なく、論 議なし。

211. メキシコ G. 提案、支持なく、論議なし。

212. コスタリカ、途上国提案の提出。論点:協同組合内での従事組合員の特殊な資格を承認する新条項の追加。5000万の協同組合員が、同時に、彼ら自身の協同組合で労働している。このことが本文で承認されるべきいわれがあるのは、彼らは組合員としても労働者としても権利及び義務を有しているからだ、と。例:800人の従事組合員を擁するサンホセ空港の労働者協同組合と 60,000人の従事組合員を抱えるモンドラゴン。

議長、「特殊の資格(地位)」とは従事組合員の特殊な法的地位について言うのか否か、いぶかしんだ。

使用者側、当該修正案を支持。ただし、議 長の法的関心を満足させるために"quality"を "role"で置き換える派生的修正案を提出。(23/ 35)

コスタリカ、フランス等、派生提案を支持。

213. 労働側、労働者協同組合が重要であること、本文で協同組合の従事組合員に二重の性格を承認するべきことに同意、と。当該修正案の言葉遣いに完全に同意するものではないが、原則として修正案への一般的支持ということが明白となるのであれば、派生提案を提出する用意がある、と。しかし、既存のテキストを

望むと。真の協同組合と、もどきを区別する上 で重要と。

カナダ、エルサルバドル、既存の勧告案を 望むと。

214. 引き続く論議の後、コスタリカ G. 修正案を撤回。適切な言葉使いを巡る合意に到達しないことが明らかであるのでと。

215. 使用者側、(1) の言葉遣いの提案。

216. 途上国、同趣旨。

217. 議長、(2)(b) の修正提案は事務局により配布された誤植を確認していると指摘。

218. 合衆国政府メンバー、(2)(b) に関する提案を撤回。

219. イスラエル政府メンバー、途上国により 提出された同一のパラグラフに関する修正案 を撤回。

220. 合衆国政府メンバー、(2)(b)中の "financial"の文言の後"and social"の削除提案。 Social auditsの概念が知られている国はわずかだから、と。仮に法律で導入されるとして、それは協同組合にのみかかわるのではなく、企業すべてが従うべきだ、と。

労働側、1年前に論議した。社会的監査への 言及は、協同組合のユニークな社会的性格を 反映するべく含められたのだと。かかる監査 は、協同組合が協同組合の諸原則を如何に遵 守しているかの証立てにも寄与すると。勧告 案は、社会的監査を各国政府が制度化する義 務をいずれにしても負わせるものではない、 と。(23/36)

221. イスラエル政府メンバー修正案を支持。

この文言 existing text は政府に干渉の機会を与えるもので協同組合の自治に挑みかねないものだから、と。むしろ、協同組合はこの点では自己規律にのみ従うべきである、と。

労働側、"social audits" は委員会の支持を得ているし、それが協同組合の自治を冒すとは考えられない、と。

途上国政府、修正案を支持。

222. フランス政府メンバー、社会的監査が internal なものか external なものか、文言で特定するべきである、と。同国では social audits は internal なもので、external audits は協同組合が経営困難に陥った場合にだけ問題となる、と。財務監査は帳簿の certification(検査)に限定するべきであって、売上高が一定規模を越える場合には義務とされると(何のこと?)。イスラエル政府メンバー、internal と external の区別は重要で、social audits は internal なもであるべきで、文言にこれが反映されるべきだと。

223. 英国政府メンバー、"financial and social" の文言の削除を提案。使用者側、派生提案を支持。

労働側、1)1年以上も論議している、2)audit は financial audit として一般に理解されるので "audit" だけの文言を使うことには不同意と。3)法的義務を課するものでもないし、4)"for their membership"を "social audits" の後に追加するとの提案。

使用者側、不同意と。

224. 合衆国政府メンバー、文言はいかなる法的義務も定めるものではないとする労働側に不同意と。修正提案は協同組合の社会的性格を否定することを目的としてはいない、と。むしろ。協同組合が強制的にexternal social auditsに服せしめられるのを回避するためである。仮にそういうことにでもなれば、主題でもない他のタイプの企業に追加的な負荷をかすこ

とになりかねないからだ、と。

彼女は、協同組合の自治の重要性について触れたイスラエル政府メンバーの提案に同意し、英国政府メンバーの提案に賛意を表した。非公式の投票は、政府側の多くが現に提出されているexisting文言の支持をほのめかすものであった。

225.修正案は、派生提案として、それ故に、保持されなかった。

226. コスタリカ政府、修正案の主題が次のパラグラフで論じられるとの理解の下で、当該提案を撤回。

227. パラグラフ 8 は、修正されたものにより、 採択。(23/37)

採択本文: パラグラフ8.

- (1) 国内政策で、特に、
 - (a) 協同組合において、いかなる区別も 設けることなくすべての労働者に対 してILOの基本的労働基準及び、労 働における基本的原則及び権利に関 するILO宣言を促進し、
 - (b) 協同組合が、労働法を遵守しない目 的で設立若しくは利用され、又は偽 装的雇用関係を設定するために利用 されないよう保証し、かつ、労働立 法をすべての企業で適用することを 保証することにより、労働者の権利 を侵害する偽の協同組合と闘争し、
 - (c) 両性の平等を協同組合において、及び、彼・彼女らの労働において促進し、
 - (d) 重要な情報の利用を含めて最良の労働慣行が協同組合で守られることを保証する諸施策を促進し、
 - (e) 組合員、(協同組合の)労働者及び経 営陣の技術的及び職業的能力、起業 家的及び経営者的力量、ビジネス潜 在力の知識、総合的な経済的及び社

会的政策能力(仏語 les compétences générales en matière de politique économique et sociale des adhérents 組合員についての経済的及び社会的政策に関する総合的能力)を開発し、かつ、彼らによる情報及びコミュニケーション技術の利用を改善し、

- (f) 国内教育訓練体系中のすべての適切 な水準で、及び、広く社会において 協同組合の原則及び実務についての 教育及び訓練を促進し、
- (g) 職場において安全及び衛生を供する 諸施策の採用を促進し、
- (h) 協同組合の生産性及び競争力の水準 並びに協同組合が産する財貨及び サービスの品質を改善するために訓 練その他の形態の援助を提供し、
- (i) 協同組合による信用利用を容易にし、
- (j) 協同組合による市場利用を容易にし、
- (k) 協同組合に関する情報を普及し、かつ、
- (I) 開発政策を策定し実施する見地から 協同組合に関する国内統計の改善に 努める

べきである。

- (2) かかる政策は、
 - (a) 協同組合に関する政策及び規制の策 定及び実施を、適切である場合には、 地域圏及び地方水準に非集権化し、
 - (b) 登記、会計監査及び社会監査並びに 免許の取得といった分野における協 同組合の義務を限定し、かつ、
 - (c) コーポレートガヴァナンスにおける 最良の慣行を協同組合で促進する ものであるべきだ。

パラグラフ 9

228. カナダ政府、IMEC 諸国提案を提出。パラグラフの冒頭に "where appropriate" を追加す

る、と。提案趣旨は、本文の一般的適用可能性 を保障し、協同組合の自治の掘り崩しを回避 するためと。

使用者側、支持と。

労働側、この本文は、政府に"promote"を要求しているだけだと。

暫時の討議の後、**労働側、**インフォーマル・セクタが存する国に限って当該のパラグラフが適用される旨がはっきりすることを保障するべく委員会が現行のテキストを見直したらどうかと提案。

229. カナダ製メンバー、修正案を撤回。

230. パラグラフ 9、採択。

採択本文:パラグラフ9.

政府は、往々にして生存限界活動(時に、「インフォーマル経済と称される」である労働を経済活動の本流に完全に統合され、法制度上で保護される労働に変換する上で協同組合の果たす重要な役割を促進するべきである。

| | | | 協同組合促進政策の履行

231. 労働側、セクション III の冒頭行の "policies" の前に"public"を付加するよう提案。 **使用者側**、支持。

232. 修正案、採択。

採択タイトル:

協同組合促進のための公共政策の実施

パラグラフ 10

233. 途上国側政府メンバー提案。イスラエル政府メンバー、提案は、テキストのこの部分を能動文とし、特にそれを政府宛とするためである、と。

労働側、サブパラグラフの正確な言葉使い

は委員会にゆだねると。「政府」 「加盟国政府」という提案も。

234.「政府」 「加盟国政府」が採択される。

235. メキシコ政府メンバーの提案は余計なものになり、取り上げられず。(23/38)

236.パラグラフ(2)に関して類似の2つの修正 提案。

労働側プラス途上国側から。一括審議。労 働側、文章を能動形へと。

イスラエル政府メンバー、第二案を撤回。 使用者側、第一案を支持。

237. 第一案採択。

238. イスラエル政府メンバー、途上国提案を代表しての提案を撤回。

239. 了解済みであったので、途上国側が提案した "legislation" の後ろに "policies" を挿入するとの提案は論議なしに採用。

240. パラグラフ 10 は、修正案として、採択。 採択本文: パラグラフ 10.

(1)加盟国は協同組合に関する特別の法制度及び規制を採用するべきであり、それはパラグラフ3に掲げられた協同組合の価値及び原則に従うものであり、かつ、時宜を得てかかる法制度及び規制を改正するべきである。

(2) 政府は、協同組合に適用可能な法制度、政策及び規制の策定及び実施にあたって、協同組合団体並びに関係する使用者及び労働者の団体に意見を照らすべきである。

パラグラフ 11

241. 労働側、途上国側、パラグラフ(1)を能動形にと。

使用者側、提案に原則的に賛成だが、私的 セクタのサポートサービスの提供を排除する 解釈を引き起こしはしないかどうかという危 惧を表明。

労働側、テキストはサポートサービスの利用を言及しているにすぎない、と。したがって 私的セクタによるサポートサービスの提供は 排除されない、と。

使用者側、説明を受け容れる。

242. 第一案が採択される。 (23/39)

243. イスラエル政府メンバー、第一パラグラフにおいて"strengthen"の後ろに"then"の文言を挿入する、と。理由:一般に協同組合の強化を呼びかけるのであって、ビジネス上での実行可能性やら雇用及び所得を創造する能力に限ってのことではないから、と。

労使共に支持。

244. 修正案が採択。

245.合衆国政府メンバー、2(a) に関する修正案 を撤回。

246. コスタリカ政府メンバー、追加条項提案を撤回。

247. イスラエル政府メンバー、途上国の提案を代表して 2(i) より "appropriate to specific economic sectors" なる文言の削除を提案。ついで、"other support services" の後ろに "where appropriate" なる文言の追加を提案。より広範なる適用を保障するためと。

使用者側、支持。

以下の文言との整合性を計ることを委員会に付託。

労働側、当該修正を支持。

248. 修正案は、派生提案として、採択。

249. メキシコ政府メンバー、多くの協同組合にとってマーケッティングは経営の存続にとって不可欠である、と。

労使賛成。スペイン語の翻訳、起草委員会 で吟味するということでスペイン政府同意。

250. 修正案は、採択。 (23/40)

251.イスラエル政府メンバー、パラグラフ (39 の修正を提案。

使用者側、提案テキストは明白ではないと 反対。労働側、オリジナル・テキストが好ま しい、と。

252.イスラエル政府メンバー、修正案を撤回。

253. メキシコ政府メンバー、修正案を撤回。

254. ドミニカ政府メンバー、途上国提案を代表して、以下の文言の新しいサブパラグラフ (4) の追加を提案。"Government local levels". **労** 使賛成。

255. 当該修正案は採択。

256. 当該の新しいサブパラグラフが採択。

- 257. パラグラフ 11 は、修正されて、採択。 採択本文: パラグラフ 11.
- (1) 政府は、(協同組合が 訳者補記)協同組合、協同組合の事業展開力並びに雇用及び所得を創出する協同組合の能力を強化する上で、協同組合が支援サービスを受けることを容易にするべきである。
- (2) 当該のサービスは、可能である場合には、以下を含むものでなければならない。
 - (a) 人的資源開発プログラム
 - (b) 調査及び経営管理コンサルティン

グ・サービス

- (c) 資金調達及び投資機会の利用
- (d) 会計及び監査サービス
- (e) 経営管理情報サービス
- (f) 情報及び広報活動サービス
- (g) 技術及び技術革新コンサルティン グ・サービス
- (h) 法律及び税務サービス
- (i) マーケティング支援サービス及び
- (j) 適切である場合、その他の支援サー ビス
- (3) 政府は、かかる支援サービスの整備を助成するべきである。協同組合及び協同組合の諸組織がこれらサービスを行なう組織及び経営管理に参加し、かつ、実行可能で適切である場合は、これらのサービスへの資金提供が奨励されるべきである。
- (4) 政府は、一国的及び地域的水準で協同組合を設立し強化することを目的とする適切な手段を開発することにより、協同組合及び協同組合の諸組織の役割を承認するべきである。

パラグラフ 12

258. 類似する 2 つの修正案の一括審議を**議長** 提案。

"Measures should be adopted "を"Governments should facilitate" なる文言に置き換えること、と。能動化のためと。イスラエル政府メンバー、支持。

労働側、"should"の後ろに"where appropriate"を追加する、と。

カナダ政府メンバー、支持。理由は、テキストの整合性を保障するだけではなく、協同組合の自治を保全するためでもある、と。なぜならば、金融の利用を提供するものは政府とは限らないからだと。協同組合自身によっても、私的セクタによっても提供されうる、と。(23/41)

労働側、派生提案を支持。さらに"specific"を "such" で置き換える、と。**カナダ政府メン バー、使用者側、**支持。

259. 当該修正は、派生修正案で、採択。

260. この採択で2つの修正案は無意味となり、 論議されず。

261. メキシコ政府メンバーの提案、支持なく 論議されず**。**

262.途上国側、IMEC側提案との同一の提案ということで、提案撤回。(b) 段から "low" を削除する、と。**労使賛成。**

263. 当該修正案、採択。

264. (c) から委員会が追加し、混乱を招く "whereby financial resources and transactions are controlled by different types of cooperative organizations" なる文言を削除する、と。労使 替成。

265. 当該修正案は採択。

266. メキシコ政府メンバー提案、支持なく論 議されず。

267. パラグラフ 12 は、修正されて採択。(23/42)

採択本文: パラグラフ 12.

政府は、適切である場合に、協同組合が投 資資金調達及び信用を利用することを容易に する施策を採用するべきである。かかる施策 は、主として、

- (a) 貸付その他の便宜の提供を承認し、
- (b) 行政手続を簡素化し、協同組合資産 が何であれ不(c) 十分な水準に

陥ることを防止し、かつ、貸付取引 コストを引き下げ、

- (d) 貯蓄及び信用、銀行業務及び保険業務を行なう協同組合を含め協同組合向け融資の自治的制度を促進し、かつ、
- (e) 不(f) 利な立場にある集団のために特別規定を掲げるべきである。

パラグラフ 13

268. 労働側、能動形化を提案。

フランス政府メンバー、「協同組合は、他のすべての企業形態と同様に、経済の全てのセクタで活動することができる」とする派生提案。議長、すでにそれは前で触れられている、と。労働側、その動機は支持するとしつつも、文体と挿入個所に関心あり、と。審議の後、用語と場所は起草委員会にまかせる、と。

269. 当該修正案が採択。

270. パラグラフ 13 は、修正されて採択。 採択本文: パラグラフ 13.

政府は、協同組合運動を促進するために、 すべての形態の協同組合間で経験交流並びに リスク及び利益の共有を促進できるよう技術 的、商業的及び資金調達上の連携の発展を容 易にする諸条件を奨励すべきである。

IV.使用者団体、労働者団体及び協同組合団体 並びにこれら諸団体間の関係

271. コスタリカ政府メンバー、採択本文に見られる文言の修正提案。労使、賛成。追加の修正提案が、テキストにあるように、なされる。

272. 修正案は、(採択本文に見られる文言で)

採択。

273. 新しいパラグラフ 14 が採択。

パラグラフ 14

274. パラグラフ 14 は、論議なしに採択。(23/43)

採択本文: パラグラフ 14.

使用者団体及び労働者団体は、持続可能な 発展という目標を達成する上で協同組合の重 要性を承認しつつ、協同組合団体と共に、協 同組合促進の方途及び手段を探求するべきで ある。

パラグラフ 15

275.IMEC側及び途上国側双方による類似の提案についての手短な論議の後に、**労働側の提案**に基づいて双方の提案が撤回される。

276. 使用者側、(a) 段中の「協同組合」の文言の後にある全ての文言を削除する提案を使用者側支持。労働側は、現行のテキストを良しとし、使用者側、メキシコ提案への支持を撤回し、論議されず。

277. イスラエル政府メンバー、途上国側の提案を紹介。(b)段中の"with the aim of facilitating access to basic goods and services" を削除する、と。趣旨。すべてのタイプの協同組合をカヴァーできるようにするために、より包括的な範囲をテキストで掲げるために。

使用者側、支持。労働側、当該修正案を支持しつつ、オリジナル・テキスト中の"協同組合"なる文言の後に"including"の文言を挿入する提案を。

イスラエル政府メンバー、使用者側、労働 側の提案を支持。

278. 当該修正は、労働側提案が採択。

279. イスラエル政府メンバー、(c)段を能動形に、と。**使用者側、**支持。

労働側、現テキストが好ましい、と。**イス ラエル側、**提案を撤回。

280. ベニン政府メンバー、(c)段の文言の修正と国際的水準での諸活動に対する参照を含めるべし、と。

労働側、現テキストを保持し、ただ、 "national" の前に"international" を追加する、 と。

使用者側、労働側の提案を支持。

281. 当該修正は、労働側提案が採択。 (23/449)

282. ブラジル政府メンバー、途上国提案を紹介。(d) により積極的な意味をもたせるために、"participate" を"assist" なる文言に置き換える、と。

使用者側、支持。

労働側、当該提案を保持するも "participate" を保存する、と。

使用者側、労働側提案を支持。

283. 当該修正は、労働側提案として採択。

284, イスラエル政府メンバー、途上国提案になる(e)についての類似の提案を紹介。

労働側、当該提案を支持しつつ、"assist"の 後に"and participate"の文言を追加することを 提案。

使用者側、支持。

285. 当該修正は、労働側提案として採択。

286. ブラジル政府メンバー、"promote the exercise of the rights and the observance of

obligation of worker-members of cooperatives"なる文言を有する新しい条項の挿入を提案。目的は、テキストにおいて協同組合の従事組合員への言及を導入するため、と。

使用者側、提案を支持。先の言及と整合するから、と。

労働側、"the observance of obligation"の削除を提案し、当該提案の起草者、当該提案を受け入れ。

使用者側、労働側提案を不支持。当該の義 務への言及は重要かつ適切である、と。

労働側、当該パラグラフの冒頭が協同組合 促進における労働者団体の役割について言及 するものであることを思い起こさせた。義務 への言及は、故に適切ではない、と。

コスタリカ政府メンバー等、途上国政府 側、労働側提案を支持。イスラエル政府メン バー、協同組合の従事組合員への言及を含む ことの重要性を強調し、労働側提案を支持。

使用者側、支持を撤回。

287. 当該修正は、労働側提案が採択。

288. イスラエル政府メンバー、(g) の文言の修 正案を撤回。

289. パラグラフ 15 は、修正されて、採択。 (23/45)

採択本文: パラグラフ 15.

使用者団体は、適切であれば、使用者団体への参加を望む協同組合に会員資格を拡大することを考慮し、かつ、その他の会員に適用されるものと同一の諸要件で適切な支援サービスを提供するべきである。

パラグラフ 16

290.IMEC 諸国提案を**カナダ政府メンバ**ー紹介。目的は、パラグラフの冒頭文言を "Cooperatives and "と採択テキストにある文 言に変更するとの提案。目的は、英仏のテキストを整合させ、かつ、当該テキストが協同組合の連合会等への言及であるとの了解を保証するため、と。

労使、ともに支持。

291. 当該修正は、採択。

292. 委員会内で明らかになったコンセンサスを反映して、労働側、(b)から"technical"の文言を削除するとの使用者により提案された修正案を紹介。目的は、当該条項により広い適用を保証するため、と。

293. 当該修正は、採択。

294. イスラエル政府メンバー、途上国側より提案されているものと同趣旨の提案を撤回。

295. イスラエル政府メンバー、途上国側提案を紹介し、(d) の "invest in" を "further" で置き換える提案。

使用者側、当該提案を支持。

労働側、当該提案を支持しつつ、"invest in" を保持することを提案。

使用者側、当該提案を支持。

296. 当該修正は、労働側提案が採択。

297. 労働側、(d) の "development" の後に "of workers, members and managers" を追加することを提案。

使用者側、労働側提案を支持しつつ、 "members" を先頭に立てる語順の変更を提案。 労働側、漸次、使用者側提案への支持に傾 く。

298. 当該修正は、使用者側提案が採択。 (23/46) **299. イスラエル政府メンバー、**途上国側の提案を紹介。"further the development of the amendment was to "と採択テキストにある新しい条項の挿入提案。

目的は、国内及び国際の協同組合連合組織への協同組合の加入を奨励するため、と。

使用者側、支持。ただし、V. 国際協力の章 に含めるべきと。

労働側、言葉遣いを委員会に委ねるとして、 イスラエル側提案を支持と

300. 当該修正は、イスラエル側提案が採択。

301. パラグラフ 16 は採択。

採択本文:パラグラフ16.

労働者団体は、

- (a) 協同組合の労働者が労働者団体に加入することを助言し、かつ、援助し、
- (b) 当該団体の構成員が、生活に必要な財貨 を購入し、サービスを利用することを促 進する目的をも含めて協同組合を設立す ることを援助し、
- (c) 協同組合に影響を与える経済的及び社会 的問題を論じる委員会及び作業グループ に地方的、一国的及び国際的水準で参加 し、
- (d) 企業閉鎖が提示される場合を含め、雇用 の創出又は維持の観点から新たな協同組 合の設立を援助し、かつ、参加し、
- (e) 協同組合の生産性の改善を目的とする協 同組合向けプログラムを援助し、かつ、参 加し、
- (f) 協同組合において機会の平等を促進し、
- (g) 協同組合の従事組合員の権利行使を促進 し、かつ、
- (h) 教育及び訓練を含め、協同組合の促進の ためにその他のあらゆる活動を実施する べきである。

V. 国際協力

パラグラフ 17

302.カナダ政府メンバー、IMEC諸国提案を紹介。目的は、"the establishment of trade relations between cooperatives" なる文言を有する新しい条項の挿入提案。この文言は当該パラグラフを強化するものとなる、と。

使用者側、支持。

労働側、「通商・商売は、協同組合にとってまことに重要であるが故に」支持と。ただし、"trade" より包括的な "commercial"(商取引上の)に差し替えたらどうか、と。

使用者側、労働側の提案を支持。

303. 当該修正は、労働側提案が採択。

304. 使用者側、(d) の "wherever" に変えて "where it is warranted and" とする、と。目的は、 国家間の相異を承認すること、と。

労働側、支持。

305. 当該修正は、採択。

306.カナダ政府メンバー、IMEC諸国提案を撤回。 (23/47)

307. 労働側提案、(d) 段 "common" の後に "international and" を追加し、"legislation" の後 ろの"on" を "to support" で置き換える、と。

308. 当該修正は、論議なしに採択。

309. パラグラフ 17 は、修正されて、採択。

310.労働側、パラグラフの末尾に"Government, employers"の文言を有する新しい条項を追加することを提案。第189号の例に倣い、かつ、関係当事者が協同組合の促進に強力に関与す

ることを呼びかけるものとなるからだ、と。

311. 使用者側副議長との簡単な協議のあと、 労働側、提案を撤回。

採択本文: パラグラフ 17.

協同組合及び協同組合を代表する団体は、

- (a) 協同組合の発展にとって好ましい環境を 創造する観点から使用者団体及び労働者 団体並びに関係する政府及び非政府機関 との積極的な関係を築き上げ、
- (b) それ自身の支援サービスを経営管理し、 かつ、それらの資金調達に貢献し、
- (c) 加盟協同組合に対して商業及び資金調達 サービスを提供し、
- (d) 協同組合の組合員、労働者及び経営陣の 人的資源開発に投資し、かつ、促進し、
- (e) 一国的及び国際的協同組合団体の発展及 び、これらとの提携を促進し、
- (f) 国際的水準で一国的協同組合運動を代表 し、かつ、
- (g) 協同組合の促進のためにその他のあらゆ る活動を実行する
- ことが奨励されるべきである。

VI. 終末規定

パラグラフ 18

312. パラグラフ 18 は、論議なしに採択。 採択本文: パラグラフ 18. 国際的協同が、

- (a) 協同組合の組合員のための雇用創出及び 所得形成にあたり実効的であることが証 明されている政策及びプログラムに関す る情報を交換し、
- (b) 以下を可能にするために、協同組合の発 展に関与する一国的及び国際的な機関及 び施設の間の関係を奨励し、かつ、促進 b.
 - (i)要員及びアイディア並びに教育及び訓

練に関する教材、方法及び参考資料の 交換

- (ii) 協同組合及びその発展に関する研究 資料その他のデータの収集及び利用
- (iii)協同組合間の連携及び国際的パート ナーシップ
- (iv) 協同組合の価値及び原則の促進及び 保護
- (v) 協同組合間の商業関係の設定
- (c) 市場情報、法制度、訓練の方法及び技術、 科学技術及び製品規格といった一国的及 び国際的データを協同組合が利用し、
- (d) 正当であり、かつ可能な場合に、協同組 合、使用者及び労働者の団体と協議して、 協同組合を支援する共通の領域的及び国 際的ガイドライン及び法制度を発展させ る
- ことにより促進されるべきである。

313. 使用者側の先の要請に基づく法務アド ヴァイザーからの回答。

> annex を本文に含めることについ て・・・・法的側面からは、annex は テキストの不・ 可分の一部であり、 それは、前文と同様である、と。Annex は、したがって、他の章と同様に委員会 で採択されることを要する、と。Annex を付加することはILO 本文において必 ずしも慣例ではない。事実、協同組合勧 告(1966)においてannexが掲げられてい る、と。しかし、ILO本文に他のNGO団 体で創られたテキストを含めることは 稀で、ましてや、ILOの legal order に掲 げることにおいておや。委員会が annex を、外部の資料から協同組合原則を簡 潔に例証するものとして取り扱うたい というのであれば、(3)(b) でそことが述 べられるべきである、と。

314.・・・・カナダ政府メンバー、使用者 **側、労働側、**(annex **に掲げられる 訳者補記**) 当該テキストはオリジナルなままでよい。と。 (23/48-49)

報告及び勧告案の採択

315. 第14回会議で委員会は報告案と勧告案の 採択に対処する、と。

316. ~ 320. 報告者、インド、合衆国、事務局 長の最終コメント (23/49)

以下、最終陳述 321.議長

- 322. 使用者側
- 323. 労働側
- 324. 議長、閉会挨拶

325. 委員会報告、勧告案、国際労働会議に提 出の運びとなる。

終末規定としてパラグラフ19が置かれて**い**る。

本勧告は協同組合(途上国)勧告(1966)を改正し、かつ、それにとって代わるものとする。

ジュネーブ 2002年6月17日

M. プゥシキエビッチ 署名 (議長)